

中小企業経営者の皆様へ**国がつくった経営者のための「退職金制度」
小規模企業共済**

小規模企業共済は、従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）の小規模企業の経営者や役員、個人事業主などを対象とした積み立てによる「退職金制度」で、廃業や退職時の生活資金などに備えるためのものです。

ぜひ、ご活用ください。

掛金は加入後も増減でき、全額所得控除が可能

月々の掛金は、1,000円～70,000円まで500円単位で自由に設定が可能。加入後も増額や減額ができます。

払い込んだ掛金は、全額が所得控除の対象となり、大きな節税効果が期待できます。

共済金の受け取りは一括、分割どちらも可能

共済金は、退職・廃業時に受け取りが可能です。満期や満額はありません。

共済金の受け取り方には「一括」、「分割」、「一括と分割の併用」が可能です。

一括受け取りの場合は退職所得扱いに、分割で受け取る場合は、公的年金等の雑所得扱いとなり、税制メリットもあります。

低金利の貸付制度を利用できる

契約者は、掛金の範囲内で事業資金の貸付制度を利用できます。低金利で、即日貸付も可能です。

○問い合わせ 舞鶴商工会議所 (Tel 62-4600)

～取引先の突然の倒産に備える～**経営セーフティ共済**

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、借入れが受けられる共済制度です。

**無担保・無保証人で、
掛金の10倍まで借入れ可能**

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金借入額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍（最高8,000万円）」の、いずれか少ないほうの金額となります。ただし、共済金の貸付けを受けた場合、貸付け額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

掛金の税制優遇措置が受けられる

掛金月額は5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、掛金を損金（法人の場合）、または必要経費（個人事業の場合）に算入できるので、節税効果があります。

解約手当金が受けとれる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります（12か月未満は掛け捨てとなります）。

○問い合わせ 舞鶴商工会議所 (Tel 62-4600)